

「こども発達センター「つくし」」開所

成長や発達に心配のあるお子さんへの療育と保護者の発達相談を行う施設、坂東市こども発達センター「つくし」が、10月2日に猿島保健センター内に開所しました。

成長や発達に心配のあるお子さんへの療育と保護者の発達相談を行う施設、坂東市こども発達センター「つくし」が、10月2日に猿島保健センター内に開所しました。

こども発達センター「つくし」では、個別対応として、お子さんの発達段階に応じ、日常生活における基本的な動作の指導や情緒の安定、よりよい対人関係に向けて、自立のための継続的な支援活動を行います。また、集団対応として、3人程度のお子さんを

基本的に、運動機能や集団生活の適応など、社会性を育む支援活動を行います。「ことばの遅れを感じる。」「人と目を合わせようとしない。」「こだわりが強い。」「落ち着いて座ってられない。」「パニックになって大騒ぎする。」「など、お子さんのことで気になっていることや不安に感じていることがあれば、相談に応じます。

また、毎月1回、「語らい広場」を開催します。これは、お子さんの日常生活や心身の発達・発育などの心配ごとや気になることなどについて懇談する広場で、保護者同士の交流の場になるようにします。「家庭での接し方のポイント」「子どもとの遊び方」「冬の健康相談」「相談できる施設や機関」などのテーマも設けますが、自由に語り合えるように進めていきます。同センターを利用されていない方も



▲つくし開所式の様子



▲個別指導室



▲幼児用トイレ

自由にご参加いただけます。

さらに、乳幼児期から成人まで、保護者と関係機関(幼稚園や保育所、学校など)が円滑につながっていくことができるよう、市で作成した「相談支援ファイルばんどう」(記録ファイル)を活用し、保護者に寄り添って、成長過程の見通しをもった対応を行います。

同センターには、集団指導室2部屋、個別指導室2部屋、個別相談室、幼児用トイレなどを備えており、職員8人と言語聴覚士、理学療法士、臨床心理士などの専門職4人も

月1〜2回訪れ支援します。

◆利用対象

就学前(6歳未満)のお子さん

◆利用料

原則1割負担

◆その他

利用の際に市社会福祉課の発行する受給者証が必要となります。なお、ご相談は受給者証がなくても応じます。

■お問合せ

こども発達センター

内線2372

より良い解決方法を一緒に考えましょう (秘密厳守)

角口法律事務所 坂東市で唯一の弁護士事務所

茨城県弁護士会所属 弁護士 角口貴秋

◆借金◆離婚◆相続◆交通事故◆不動産◆会社関係◆その他◆

受付時間：月～金 9:30～18:00 (予約制)

☎ 0297-44-8403

坂東市岩井4945-4

お気軽にお電話ください
法律相談：30分5,250円～

